



長野県報

3月5日(木)
令和2年
(2020年)
第86号

目次

規則

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	1
長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則(警務課)	3

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課)	3
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課)	4
理容師法及び美容師法に基づく管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定(食品・生活衛生課)	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課)	4
公共測量の終了(建設政策課)	5
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)	5

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(都市・まちづくり課)	5
都市計画事業の事業計画の変更認可(都市・まちづくり課)	5
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課)	6
特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(通信指令課)	6

正誤(森林づくり推進課)	9
--------------------	---



長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月5日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

長野県公安委員会規則第2号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「子供・女性安全対策課 少年課 生活環境課」を「人身安全・少年課 生活環境課 サイバー犯罪捜査課」に改める。

第5条第4項中「企画調整室」を「企画室」に改め、同条に次の1項を加える。

5 警務課に、サイバーセキュリティに係る企画、調査及び総合調整に関する事務をつかさどらせるため、サイバーセキュリティ戦略推進室を付置する。

第10条第1項第2号中「子供・女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同項第3号中「及び子供・女性安全対策課」を「、人身安全・少年課及びサイバー犯罪捜査課」に改める。

第10条の2(見出しを含む。)中「子供・女性安全対策課」を「人身安全・少年課」に改め、同条に次の5号を加える。

- (6) 少年非行の防止に関する調査及び企画に関すること。
- (7) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。
- (8) 少年に対する暴力団の影響の排除に関すること。
- (9) 未成年者喫煙禁止法(明治33年法律第33号)及び未成年者飲酒禁止法(大正11年法律第20号)の規定による未成年者の喫煙及び飲酒

の取締りに関すること。

(10) 少年による犯罪の捜査に関すること。

第10条の2に次の1項を加える。

2 人身安全・少年課に、少年の補導、被害少年の保護及び少年を取り巻く環境の浄化に関する事務をつかさどらせるため、少年サポートセンターを付置する。

第11条を削る。

第12条第1項第5号中「少年課」を「人身安全・少年課」に改め、同条第2項を削り、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(サイバー犯罪捜査課)

第12条 サイバー犯罪捜査課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) サイバー犯罪の取締りに関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(2) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の規定に基づく不正アクセス行為の再発を防止するための援助等及び取締りに関すること。

(3) サイバー犯罪の捜査に係る支援に関すること。

(4) サイバー犯罪の予防に関すること。

第17条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を削り、第8号を第5号とし、第9号を第6号とし、同条第2項第1号中「(企画に関するものを除く。)」を削り、同項に次の2号を加える。

(3) 地域交通安全活動推進委員に関すること。

(4) 交通事故の分析に関すること。

第23条第3号中「及び警備第二課」を削る。

第25条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第30条第2項中「、警備課に代えて警備第一課及び警備第二課を」を削り、同条第11項中「、警備第一課及び警備第二課」を削る。

別表第1の警務部の項中「装備係 サイバーセキュリティ戦略推進係」を「装備係」に改め、同表の生活安全部の項を次のように改める。

生活安全部	生活安全企画課	庶務係 企画係 指導係 地域安全推進係
	人身安全・少年課	企画指導係 人身安全対策係 人身安全事態対処係 少年事件係 人身安全現場支援班
	生活環境課	企画指導係 生活経済・環境係 風俗係 特捜班
	サイバー犯罪捜査課	サイバー犯罪指導係 サイバー犯罪捜査係

別表第1の交通部の項中「企画指導係 事故分析係」を「企画指導係」に改め、同表の警備部の項中

「

警備犯罪捜査係 外事対策係
実施第一係 実施第二係

」を「

第一係 第二係 第三係 第四係
実施係

」に改める。

別表第2の14の辰野町交番の項及び辰野町赤羽警察官駐在所の項を次のように改める。

辰野町交番	辰野町大字伊那富	辰野町 大字伊那富 富士塚 中央 大字辰野 大字上平 出 大字平出 大石平 中山 南平 大字横川 大 字上島 大字赤羽 大字沢底 大字樋口
-------	----------	--

別表第2の22の大町市信濃大町駅前交番の項中

大町市 大町

 を

「

大町市 大町 社

」に改め、同表の大町市社警察官駐在所の項を削る。

別表第4の企画調整室の項中「企画調整室」を「企画室」に改め、同項の次に次のように加える。

サイバーセキュリティ戦略推進室	室長	警部又は警察行政職員	室務の掌理及び部下職員の指揮監督
-----------------	----	------------	------------------

別表第4の許可事務担当室の項の次に次のように加える。

人身安全・少年課	児童虐待対策官	警部	児童虐待に関する指導教養及び部下職員の指揮監督
----------	---------	----	-------------------------

別表第4の少年サポートセンターの項中「警視」を「警部」に改め、同表のサイバー犯罪対策室の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年3月19日から施行する。

警 務 課

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和2年3月5日

長野県公安委員会委員長 山 浦 悦 子

長野県公安委員会規則第3号

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の警察職員の配置定員に関する規則（昭和35年長野県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「

78	117	408	277	144	1,024	287
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」を

「

76	121	407	281	140	1,025	286
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」に、

「

41	134	585	760	775	2,295	158
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」を

「

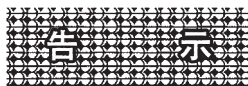
43	130	586	756	779	2,294	159
----	-----	-----	-----	-----	-------	-----

」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

警 務 課



長野県告示第81号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和2年3月5日

長野県知事 阿 部 守 一

1 起業者の名称

阿南町

2 事業の種類

障がい者支援施設阿南学園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県下伊那郡阿南町北條地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

障がい者支援施設阿南学園整備事業（以下「本事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である阿南町は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本事業の施行により得られる利益

障がい者支援施設阿南学園は、現在の施設が建設されてから40年余が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、建築基準法の旧耐震基準による建物で現行の耐震基準にも適合していない。また、消防法で設置が義務付けられているスプリンクラー設備も未設置であり、古い施設設計であることから高齢化する施設利用者にとって利便性が悪いものとなっている。

現在の敷地も、その一部が土砂災害警戒区域に指定されており、施設利用者の安全性の面からも支障がある。

本事業は、これらの課題を解決するため、新たに適正な規模の用地を確保し、障がい者支援施設の移転、整備を図るものである。

本事業の実施により、施設の老朽化の解消、耐震・耐火性の向上、施設利用者の安全性の確保が図られるとともに、施設のバリアフリー化等による施設利用者の利便性の向上が期待される。

以上のことから、本事業の施行により得られる利益は、